

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県又は指定都市が処理する事務）</p> <p>第三条 法第七条第一項並びに第八条第一項及び第二項に規定する経済産業大臣の権限並びに法第二十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限（同項に規定する経営発達支援事業に係るものを除く。）に属する事務（全国団体に關するものを除く。）は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。</p> <p>この場合においては、法中前段に規定する事務に係る経済産業大臣に關する規定は、都道府県知事に關する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三条 法第七条第一項並びに第八条第一項及び第二項に規定する経済産業大臣の権限並びに法第二十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限（同項に規定する経営発達支援事業に係るものを除く。）に属する事務（全国団体に關するものを除く。）は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>この場合においては、法中前段に規定する事務に係る経済産業大臣に關する規定は、都道府県知事に關する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>